「世田谷区農福連携事業運営業務委託」
公募型プロポーザル実施要領兼説明書

令和８年１１月
世田谷区

目次

１．業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．提案限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３．プロポーザル方式を採用する具体的理由・・・・・・・・・・・・・・・・・４
４．プロポーザルに参加できる者の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５　プロポーザル実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６．実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法・・・・・・・・・・・・・・・５
７．参加表明書等の提出期限、提出先及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・５
８．質問について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
９．提案書の提出者を選定する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１０．提案書の提出部数、提出期限、提出先及び方法・・・・・・・・・・・・・６
１１．提案書に求める内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１２．説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など・・・・・・・・・・・７
１３．提案書を特定するための評価基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１４．提案書の審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１５．参加の辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１６．失格事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１７．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

世田谷区農福連携事業運営業務委託に係るプロポーザル実施要領兼説明書

1　業務概要

（1）契約予定件名

世田谷区農福連携事業運営業務委託

（2）目的

○ 区では、障害者就労の拡大や区内障害者施設の工賃向上に取り組んでおり、このたびのせたがやインクルージョンプランでは、「多様な働き方の拡大」を重点的な取り組みとして位置づけ、「自らの意思に基づき、自らが望む働き方につなげるための就労支援の充実」「せたジョブや農福連携事業をはじめ、就労に向けた自身が望む働き方を見極めるための事業所見学や仕事体験の場の充実や就労マッチングの推進」を取組の方向性に掲げている。

一方で、区内における経営農地面積は相続や農業者の高齢化・後継者不足などに伴い、平成２１年の約１１７ｈａから１５年後の令和５年には約７６ｈａまで減少しており、様々な用途で農地を有効に活用し、農地の保全を進めていく必要がある。

担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、さらなる工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方が参画できる、地域に開かれたユニバーサル就労の場を目指す農福連携事業を実施し、本取組みの共有を図ることで、区の農地保全及び障害者就労等の課題を解決していくことを目的とする。

（3）業務内容（委託予定業務）

①当該農園の農地及び施設整備

当該農園にて、区立農園としての機能を十分に果たし、農作物を適正に育てるための農地及び農業用施設の整備を行うこと。なお、整備内容は、別紙「農園利用の基本的な条件」及び「測量図（平面図）」に記載の条件を満たしたものであること。

②当該農園における農福連携事業の事業周知

農園の近隣住民、区内の障害者就労支援施設等に対し、当該農園で実施する農福連携事業に関する広報を実施すること。また本取組みの成果等について、農業者をはじめ、区民・事業者への情報共有等に努めること。実施方法等については区と協議し決定する。

③農作業体験の企画・運営

（ア）障害者に対し、農業に興味を持ってもらうための農作業体験やイベントを月に 1 回以上企画、実施すること。農作業体験は下記を目的としたものを実施すること。農園内に体験専用の場所を設けることも可とする。

・障害者が農作業に親しむことを目的とした体験やイベント

・障害者が農業での就職について考えるきっかけとなるような体験やイベント

（イ）参加者の募集、問い合わせ対応、受付、当日までの連絡等の体験に係る調整を行うこと。

（ウ）傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

（エ）障害者の体験に加え、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方への体験に

ついても、区、関係機関と協議し、実施に向けて取り組むこと。

④実習の実施

農園で就労を希望する障害者に対し、農作業における実践的知識及び技術の習得を支援し、適性を把握するための実習を実施すること。（希望に応じ随時）

（ア）希望者の募集、問い合わせ対応、実習生の決定、事前準備等受け入れに係る調整を行うこと。

（イ）傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

（ウ）実習内容は、農作業や当該農園管理に関する業務とし、一般的な社会習慣及び労働習慣などについても、分かりやすく指導すること。

（エ）実習の期間等については、障害者及び障害者就労支援施設等の職員と相談のうえ決定すること。（最長で１か月程度を想定）

（オ）実習生に対する評価を行うこと。評価結果は、障害者及び障害者就労支援施設等の職員へフィードバックすること。

（カ）実習終了後、実習生（区内の障害者就労支援施設等に通所する者を除く。）に実習手当金（１時間３００円）と交通費実費を支給すること。

※支給要件や支給方法は別途定める。

※実習手当金及び交通費は委託料に含まれるものとする。

（キ）本人の希望や適性に応じて、農業をはじめとする多様な就労の場への移行やステップアップにつなげていく視点を持って、障害者を実習に受け入れるとともに、障害者就労支援施設等の関係機関と連携すること。

（ク）上記の実習に加え、高齢者や子ども、ひきこもりや生活困窮者等様々な方への実習についても、区、関係機関と協議し、実施に向けて取り組むこと。

⑤農園の維持管理運営

農園の維持管理を行い、その際に障害者を従事させること。

なお、委託期間内に実施する施設等の修繕については、原則すべて事業者が費用負担するものとする。

（ア）農園施設維持管理業務

・日常管理作業

（入口に鍵を設ける場合）鍵の開閉、園内の点検、簡易清掃・灌水、共用部分の定期清掃等

※共用部分とは、別紙「測量図（平面図）」に記載のある区民農園利用者との共用通路部分をいう。

・定期管理作業

園内施設の定期清掃及び設備点検、・農機具・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理等

（イ）圃場管理業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤散布（※１）、作付け計画の作成（※２）等

（※１）薬剤散布実施の際には区及び近隣住民に事前に通知すること。

（※２）作付け計画を作成し、年間を通して農地全体を有効活用し、年間生産量３００㎏以上、年間売上金額５０万円以上を達成できるよう、農産物を栽培すること。なお、体験や実習の場として活用する等、特段の事情のある場所についてはこの限りではない。また、本農園で可能な農業支援の検討および提案を行うこと。

（ウ）農園内設備の小破修繕及び農園維持管理用物品の管理補充

農園内設備等の軽微な破損及び故障の対処は受託者が行い、必要な物品の購入は委託内容に含まれるものとする。ただし、その限度を超えると思われる場合については、区と受託者が協議のうえ対処する。

（エ）その他

収穫された農作物は、基本的に受託者の裁量により、販売や加工品の開発等に使用できるものとする。詳細については提案内容を踏まえ、区と協議し決定する。

⑥区内障害者施設の工賃向上を目指すための取り組み

区内の生活介護や就労継続支援 B 型施設をはじめとした障害者施設等と連携し、農園周辺業務の発注や農産物の販売、収益性の高い農産物を使った加工品の開発等を行い、障害者施設の工賃向上の取り組みを実施すること。

⑦障害者の従事体制

本農園での経験を契機として障害者雇用に繋げていけるよう、障害者が安心して働き、職業経験を積むことができるような支援体制を整えること。

（ア）①上記１（３）⑤農園の維持管理運営以外に障害者を従事させることも可能とする。

（イ）従事にあたっては、世田谷区民を従事させるものとする。

（ウ）従事する障害者に対しては、障害者就労支援施設等の関係機関と連携し、必要に応じケース会議を開く等、障害者の職場定着の支援を行うとともに、キャリア形成や職業能力向上の視点を踏まえた支援を行い、本人の希望や適性に応じて、農業分野を含む多様な就労の場への移行やステップアップにつながるよう取り組むこと。

⑧区民農園における団体利用区画の農園管理補助と交流等

隣接する区民農園の団体利用区画について、利用団体が快適に区画利用できるよう、農園管理の補助を行うこと。なお、補助業務の範囲については、利用団体及び区と協議し、決定する。なお、団体利用区画数については、2 年毎の利用者入れ替え時毎に、団体利用範囲を段階的に進める。

※区民農園及びその団体利用とは、別紙「農園利用の基本的な条件」に記載のあるものをいう。

（４）履行期間

契約の日（令和９年４月１日）から令和１４年３月３１日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

２　提案限度額

３，５２０，０００円（税込）（令和９年度）

※令和１０年度から令和１３年度は、運営費として年間３５０万円程度の予算を予定している。

3　プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務は、区立農園を活用し、障害者就労の促進及び工賃向上を目的として事業者や障害者等への支援を行う業務であり、本目的を実現するには農地管理及び農業経営並びに障害者の就労に関しての専門的かつ幅広い知識・手法や経験を有している必要がある。従って、受託者の能力によって事業の成果が大きく左右される性質の業務であるため、当該業務に係る事業者の企画力や実行能力等を比較審査し、優れた事業者を受託者の候補者として選定する必要があるため、プロポーザルを実施する。

4　プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書提出時において、次の（１）から（７）までの要件を全て満たす法人であること。

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（４）都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

（５）会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

（６）「世田谷区農福連携事業運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※審査員の構成は実施要領兼説明書１２（２）のとおり。

（７）過去に営農実績と障害者就労の実績を持つ事業者であること。

5　プロポーザル実施スケジュール（予定）

①	実施要領兼説明書交付期間	令和８年１１月１０日（火）～１１月２４日（火）
②	参加表明書提出期限	令和８年１１月２４日（火）
③	質問受付期限	令和８年１２月２日（水）
④	質問回答期限	令和８年１２月９日（水）
⑤	提案書提出期限	令和８年１２月２３日（水）
⑥	プレゼンテーション審査日	令和９年１月１２日（火）及び１月１４日（木）※
⑦	審査結果通知日	令和９年１月下旬
⑧	契約締結日	令和９年４月１日

※プレゼンテーション審査は、６事業者を上限として実施する。

6　実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

（1）交付期間：令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月２４日（火）１５時まで
（土日・祝日を除く、８時３０分～１７時まで）

（2）場所及び方法：下記１２での窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。
区ホームページ → 区政情報 → 契約・入札情報 →発注情報→
現在実施中のプロポーザル情報 に掲載。
または区ホームページ→検索メニュー→ページ ID から探す→36396 と入力より検索。

7　参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

（1）参加表明書：別紙様式１「参加表明書」に準ずること

＜添付書類＞

・履歴事項全部証明書（発行日から３ヶ月以内）

・納税証明書（都道府県民税・市町村民税または法人市民税、固定資産税、都市計画税）
（発行から３ヶ月以内）※直近１年分

・法人の概要が分かる資料（会社パンフレット、過去の営農実績や障害者就労を示す書類など）

・二期分の財務諸表（会社法による計算書類：貸借対照表、損益計算書を含む）

（2）提 出 期 限：令和８年１１月２４日（火）１５時まで（必着）

（3）提 出 方 法：下記１２の窓口への持参、郵送（簡易書留）

8　質問について

提案書作成に当たっての質問は、別紙様式３「質問書兼回答書」をもって電子メールで行う。

また、回答については、公平を期するため、質問内容を取りまとめたうえで、招請通知を送った者全てに電子メールで配信する。

質問締切：令和８年１２月２日（水）１５時まで

回　　答：令和８年１２月９日（水）

提出先：招請通知に記載の電子メールアドレス

9　提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

招請通知送付日：令和８年１１月２５日（水）（予定）

１０　提出期限、提出先及び方法、提案書の提出部数

（１）提出期限：令和８年１２月２３日（水）正午（必着）

（２）提出方法：下記１２の窓口への持参、郵送（簡易書留）

もしくは電子メールにてＰＤＦデータを提出すること（アドレスは招請通知に記載）

（３）提案書の部数（窓口に持参、郵送する場合）

１０部（正本１部、副本９部）

（Ａ４判（横置き、横書き）、両面刷り、合計４３ページ以内（表紙含む、カラー可）、様式自由。表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。）

※会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には一切記載しないこと。

１１　提案書に求める内容

下記の各項目及び別紙「提案書を特定するための評価基準」の「提案にあたっての特記事項」について記載する。項目ごとに箇条書きとし、項目番号を下記の項目番号と一致させること。

（１）実施体制に関する事項（２ページ以内、様式は自由）

①実施体制

②業務従事予定者一覧（役職、同種・類似プロジェクトの実績等）

③支援員等の本事業に係る人員数の想定

（２）過去における同種・類似業務の実績（３ページ以内、様式は自由）

①これまでに実施した農福連携事業の実績

②地方自治体や民間から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績

（３）本業務の実施方針等（４ページ以内、様式は自由）

①本業務の履行に際して、特に重視する方針

②本業務を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイントとその理由

③想定スケジュール（令和１３年度までの見通しを考慮して作成すること）

（４）事業運営に関すること（５ページ以内、様式は自由）

①障害者就労、ユニバーサル就労・就労支援に関する基本方針

②効果的な事業運営のための研修、事例検討等の実施

③年間事業計画

（５）業務内容に関する提案（３０ページ以内、様式は自由、令和１３年度までの見通しを考慮して作成すること）

①当該農園の農地及び施設整備について

・農園整備イメージ図（農園に設置する施設（水道施設、ビニールハウス、トレーラーハウス等提案業務内容を実施するために必要な施設全て）及びその面積を記載したもの）

②当該農園における農福連携事業の事業周知について

・周知方法

・障害者が農業に興味を持つようなPR戦略

・より地域に開かれた区立農園としてのＰＲ戦略および取組みの成果等の周知等について

③農作業体験の企画・運営について
・実施体制
・内容に係る基本的な方針
・体験やイベントの内容及び実施回数
④実習の実施について
・実施体制
・実習の基本的なカリキュラム
・実習生の評価に対する考え方
⑤農園の維持管理運営について
・実施体制
・年間作付け計画図
・収益向上に向けた取組みと収穫された農作物の扱い
⑥区内障害者施設の工賃向上について
・施設と連携した工賃向上の具体的手法・目標
⑦障害者の従事体制について
・就労等、従事人数
・支援体制
・職場定着及び本農園での従事を契機とした就労への取り組み
⑧区民農園における団体利用区画の農園管理補助と交流等
⑨その他（独自の提案、その他 PR したいこと）

（６）見積書（４ページ以内、様式は自由、令和１３年度までの見通しを考慮して作成すること）
①「農園利用の条件」「測量図（平面図)」を参考に、令和９年度（初年度）～令和１３年度の見積もりを計上すること。ただし、初年度のみ必要となる経費がある場合には、それを別項目で記載すること。
②事業を運営するための経費及び農園整備（施設用費用含む）の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。
③農園利用料や作物の販売による収支の流れが分かるように見積書を作成すること。

１２　説明書の受領、参加表明書及び提案書の提出先など

世田谷区 経済産業部 都市農業課　　担当：大井、伊藤
住所：〒154-0004　世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎４階
TEL：03-3411-6660、FAX:03-3411-6635
メールアドレス：セキュリティ上の観点から、希望者からの問い合わせに基づき個別に伝達する。
受付時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日・祝日を除く）

１３　提案書を特定するための評価基準

別紙「提案書を特定するための評価基準」のとおり

１４　提案書の審査方法

（１）書類及びプレゼンテーション審査（令和９年１月１２日（火）及び１月１４日（木）予定）

提案書の内容について「提案書を特定するための評価基準」に基づき審査し、１者を特定する。

参加表明書及び企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション審査対象者を６者選定する。書類審査通過者に対し、プレゼンテーション審査招請通知を令和９年１月上旬以降に電子メールにより送付する（二次審査の会場もあわせて通知する）。プレゼンテーション審査へ招請を行わない事業者に対してもその旨を電子メールにて通知する。

なお、審査の結果、一定の基準を超える提案事業者が存在しなかった場合は、候補者の特定を行わないものとする。

（２）審査員の構成

①経済産業部長　五十嵐　哲男（審査委員長）

②障害福祉部長　杉中　寛之

③経済産業部都市農業課長　梅原　文

④障害福祉部副参事　星野　優

⑤農業施策に関する有識者　東京都農業会議事務局長　松澤　龍人

⑥障害施策に関する学識経験者　公立大学法人埼玉県立大学名誉教授　朝日　雅也

（３）審査結果の通知

審査の結果については、令和９年１月下旬に文書で発送する。また、区は選定事業者名及び審査結果について、必要に応じて公表することができるものとする。

１５　参加の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、【様式２】「参加辞退届」を提出すること。

１６　失格事由

（１）審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合。

（２）招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合。

・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合。

・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合。

・参加資格がないことが判明した場合。

・参加表明書その他の種類において虚偽の記載がみとめられた場合。

（３）選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合。

（４）その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合。

１７　その他

（１）提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

（２）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（３）契約保証金　　免除

（４）契約書作成の要否　　要

（５）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無　　無

（６）区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

（７）提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

（８）提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

（９）提案書の提出後に４の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（１０）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

（１１）契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。

（１２）本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

（１３）区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。